

# \ 9月受診分から / 窓口負担無料化を中学生まで拡大します

県内の医療機関を受診した時の窓口負担無料化(現物給付)の対象を中学生(15歳)まで拡大します。

対象となる人には、現物給付用の受給資格証(オレンジ色)を8月下旬に郵送します。

### 受給資格証 見本

名張市福祉医療費受給資格証		現物給付 三重県内医療機関のみ	
受給資格証番号	XXXXXXXX	名張市 福祉医療費受給資格証 子ども	※中学校3年生まで対象
氏名	名張 花子	公費負担番号	81240087
生年月日	年 月 日	受給資格証番号	XXXXXXXX
住所	名張市鴻之台1番町1番地	住所	名張市鴻之台1番町1番地
加入医療機関	名張 一部	フリガナ	カバミコ
氏名	名張市	氏名	名張 花子
住所	XXXXXXXX	生年月日	年 月 日 性別 女
保護者等氏名	名張 一郎	有効期限	令和5年 9月 1日 から 令和6年 8月 31日 まで
有効期限	令和5年 9月 1日から 令和6年 8月 31日まで	発行機関名	名張市長
交付年月日	令和5年 9月 1日	交付年月日	令和5年 9月 1日
発行機関名	名張市長		

### 現物給付の対象となるには

- ①~④のすべてを満たすことが必要です
  - ①福祉医療費受給資格を持つ、中学生(15歳)になる年度末)までの子ども
  - ②県内の医療機関を受診(健康保険が適用される通院・入院) ※
  - ③現物給付用の受給資格証(オレンジ色)と保険証を受診時に提示
  - ④入院の際は、限度額適用認定証を提示
- ※県外の医療機関を受診した場合は窓口負担が発生します。助成を受けるには、領収書を持参し、市役所1階保険年金室で申請が必要です。

◎保育所、学校などでけがをした場合…災害共済給付制度で給付を受ける時は、福祉医療費の助成を受けられません。受診の際は「学校でけがをした」ことを医療機関に申し出てください。

### 福祉医療費 受給資格証を更新します

「子ども」「一人親家庭等」「心身障害者」医療費助成の資格を持っていて引き続き9月以降も対象となる人には、8月下旬に新しい受給資格証を郵送します。

なお、令和4年中の所得で、所得制限を超える人、所得の確認ができない人(未申告)には、医療費助成の対象とならないことを通知します。未申告の人は所得の申告をお願いします。

詳しくは問合先へ

問 保険年金室(医療助成担当)

☎ 63-7105

## 令和6年度に入園を希望される保護者の皆さんへ

# 私立幼稚園・認定こども園の園児を募集

問 保育幼稚園室 ☎ 63-7919 来年度の私立幼稚園と認定こども園(幼稚園部分)の申込について、詳しくは各園へ

募集開始日

9月28日(木)

### 私立幼稚園

桔梗が丘幼稚園(桔梗が丘1) ☎ 65-2396



3年保育(3歳児) 80人  
2年保育(4歳児) 25人  
1年保育(5歳児) 若干名

梅が丘幼稚園(梅が丘南2) ☎ 64-6077



3年保育(3歳児) 30人  
2年保育(4歳児) 21人  
1年保育(5歳児) 若干名

◎保育施設、認定こども園(保育所部分)の園児募集(10月上旬)は、9月号の「広報なばり」に掲載予定

### 私立認定こども園

つつじが丘幼稚園(つつじが丘北3) ☎ 68-3451



満3歳児 6人  
3年保育(3歳児) 30人  
2年保育(4歳児) 10人  
1年保育(5歳児) 若干名

蔵持こども園(蔵持町原出) ☎ 63-4590



3年保育(3歳児) 若干名  
2年保育(4歳児) なし  
1年保育(5歳児) なし

名張よさみ幼稚園(夏見) ☎ 64-2665



3年保育(3歳児) 60人  
2年保育(4歳児) 20人  
1年保育(5歳児) 若干名

みはた虹の丘こども園(新田) ☎ 65-3065



3年保育(3歳児) 5人  
2年保育(4歳児) なし  
1年保育(5歳児) なし

富貴の森こども園(富貴ヶ丘6) ☎ 42-8980



3年保育(3歳児) 若干名  
2年保育(4歳児) なし  
1年保育(5歳児) 若干名

名張きぼうのこども園(丸之内) ☎ 63-3280



3年保育(3歳児) 5人  
2年保育(4歳児) 5人  
1年保育(5歳児) 5人

※来春開園予定

### 児童扶養手当 特別児童扶養手当

## 継続受給には現況届の提出が必要です



○児童扶養手当を受給している人

届出期間 8月1日(火)~31日(木)

※対象者には、7月末に案内を送付

○特別児童扶養手当を受給している人

届出期間 8月10日(木)~9月11日(月)

※対象者には、8月初旬に案内を送付

#### 児童扶養手当とは…

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度。18歳までの児童を監護している母、児童を監護し生計が同一である父、または父母以外で児童を養育している人が対象

#### 特別児童扶養手当とは…

障害のある20歳未満の児童の福祉増進を図るための制度。心身に障害のある20歳未満の児童を養育している人が対象

詳しくは、市HPか問合先へ

問 子ども家庭室 ☎ 63-7594